

平成16年9月17日
長野県協同電算

保護判定基準に対する弊社の考え

本寄書で以下の課題管理表の項目に対する弊社の考えを述べる。

C.3		保護判定基準値
C.3.1	オープン	スペクトラム適合性の評価にAnnex C / F BMを考慮するか？
C.3.2	オープン	保護判定基準値として保護マスクを導入するか？
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべきか？
C.3.4	オープン	緩和値(マージン)を設けるか？
C.3.4.1	オープン	保護判定基準値はクラスAのADSL相互の干渉で決定される伝送速度から10%緩和した値とするか？
C.3.5	オープン	EUがFDMの下り帯域に及ぼす影響をOLがFDMの上り帯域に及ぼす影響と同程度に規制すべきか？
C.3.6	オープン	保護すべきシステムを変更すべきか？
C.3.6.1	オープン	クラスAに3.75MHzまで使用するシステムを追加するか？
C.3.6.2	オープン	下りOL方式固有の保護判定基準値を設けるか？
C.3.7	オープン	保護判定基準下限値を設けるか？
C.3.7.1	オープン	保護判定基準下限値を200kbpsにするか？
C.3.8	オープン	ADSLの保護判定基準値は、Annex AとAnnex Cで共通にするか？

1) AnnexC / FBMの扱いについて (C.3.1 / C.3.2に対する考え)

TDDオーバーラップによる影響は、TCM - ISDN回線だけとは限らない。したがって同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響は、等価なものにすべきであると考え。これについての寄書を、別途提出する。

AnnexC / FBMは、TCM - ISDN回線の影響だけを考慮したものであり、他のTDDやFDDオーバーラップによる影響を考慮していないと認識する。そのようなものを保護対象とすることは、多種多様なTDD / FDDオーバーラップ回線の収容を困難にする。

実際に収容されているAnnexC / FBM回線数はわずかであり、またより進化した代替技術が複数存在すると認識している。したがってAnnexC / FDMを保護対象とする必要はなく、スペクトラム適合性の評価対象とする必要もないと考える。

2) 保護マスクとサービスレベルの導入について (C.3.2 / C.3.3に対する考え)

TCM - ISDN回線を与干渉源から外し、また同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響を等価なものにするのであれば、保護マスクやサービスレベルの導入は不要であると考え。

3) 緩和値の導入について (C.3.4 / C.3.4.1に対する考え)

TCM - ISDN回線を与干渉源から外し、また同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響を等価なものにするのであれば、緩和値の導入は不要であると考え。

4) 上りOLによる影響と下りOLによる影響について (C.3.5 / C.3.6.2に対する考え)

上りOLによる影響と下りOLによる影響の差別的関係を調整することは、TCM - ISDN回線を与干渉源から外し、また同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響を等価なものにする場面での例外措置となりかねない。そのような例外は、なるべく認めないようにすべきである。

5) 保護システムについて (C.3.6 / C.3.6.1に対する考え)

アッカネットワークス殿の開示情報によれば、ユーザは線路長が1.0kmまでの範囲内でクアッドスペクトラムADSL回線の恩恵を得ることができる。そのようなものをクラスA回線に含め、保護する必要はないと考える。

クラスA回線の保護判定基準を2208kHzまでとし、ダブルスペクトラムのADSL回線までをクラスAとすべきである。クアッドスペクトラムのADSL回線は保護対象外とすべきである。

6) 下りOLの保護判定基準について (C.3.6 / C.3.6.2に対する考え)

同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響を等価なものにする場面では、下りOLも含めて、なるべく例外を認めないようにすべきである。

ただし、弊社が別途提案するクラスR回線に下りOLを含めるのであれば、クラスRの判定基準の下での収容を容認すべきであると考え。他のTDD / FDDオーバーラップについても同様である。

7) 保護判定基準下限値、その他について (C.3.7 / C.3.7.1 / C.3.8に対する考え)

同一周波数帯域におけるTDDオーバーラップの影響とFDDオーバーラップの影響を等価なものにするのであれば、保護判定基準下限値は不要であると考え。またADSLのAnnex AとAnnex Cの共通化も不要であると考え。

以上。